

大洲市水道事業
「水道事業の健全経営について」

答 申 書

令和4年10月6日

大洲市水道事業経営審議会

令和4年10月6日

大洲市長 二宮 隆久 様

大洲市水道事業経営審議会
会 長 城 戸 猪喜夫

水道事業の健全経営について（答申）

令和3年11月25日に市長より諮問を受けた「水道事業の健全経営」について
当審議会で討議した結果、別記する要望事項を付して下記のとおり答申する。

記

水道事業において、今後の水需要を予測した結果から導いた水道使用料収入や、将来にわたり安心・安全な水を安定的に供給するための施設の更新及び耐震化などを考慮すれば、健全経営を図っていくうえで、水道使用料の改定はやむを得ないものと認めることができる。また、平成17年1月に市町村合併して間もなく18年を迎えようとしていることから、市民の公平性を鑑みても水道使用料の改定に併せた使用料の市内統一は避けて通れないものと思われる。

【附帯意見】

水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に直接影響し、また新型コロナウイルス感染症の拡大により経済不況が長期化し、深刻な社会情勢にあることから、市民はもとより企業に対しても配慮すること。よって、改定にあたっては、将来にわたる収支を十分精査したうえで、経費節減については引き続き最大限の努力をすること。

水道使用料の改定は、改定率や時期について、市民や企業に理解を得ることが重要であり、丁寧に説明すること。

I 検討の経緯

世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の世界的流行による未曾有の経済停滞に見舞われ、多くの国々は感染拡大防止のために経済活動の人為的抑制を余儀なくされ、これにより急激かつ大幅な景気後退を経験するに至った。

我が国経済も感染症拡大に伴い、まずはインバウンド需要の減少から消失、続いて中国の生産活動停滞を発端とするサプライチェーンを通じた供給制約による生産の滞りに見舞われた。さらに感染拡大防止のため、国内の経済社会活動の抑制を余儀なくされ、その後は主要貿易相手国における経済活動停止に伴い輸出が大幅に減少する等、感染症はその経済的な波及経路を拡げながら、我が国経済に甚大な影響をもたらした。感染症による景気の下押しは、我が国経済が2019年10月の落ち込みから持ち直していた過程を直撃した。さらにロシアのウクライナ侵攻、急激な円安の進行に起因する物価高の影響で、市内企業においても厳しい経営を余儀なくされる中、個人の可処分所得は1990年代に高い水準に達した後、大きく減少し停滞が続いている。

本市の水道事業は、平成27年度に料金改定を実施し、これまで職員や企業債残高の削減、簡易水道事業の上水道事業への統合などの経費削減等により現行料金を維持してきた。しかし、給水人口の減少に伴い料金収入が低下する一方、昭和30年代から拡張された水道管や施設を計画的に更新する必要がある、それに係る費用は、いかなる経費削減策を講じても、経営を維持することは困難と言わざるを得ない。また、昨今の電気料金や工事材料、人件費の高騰、また西日本豪雨災害で使用不能となった菅田水源地の移転が完了し、その償還が始まることから、近い将来において資金不足が懸念される。

水道使用料は、平成17年に市町村合併により、旧大洲市、旧長浜町、旧肱

川町及び旧河辺村の水道事業を引き継いだ折、料金格差が大きく、前回の料金改定でも調整し切れなかったため、市内で3つの料金体系が存在し、同じ市内でも、住んでいる地域で料金が異なるという点で不公平感を持つ市民がいることも否定できない。

以上のことから、将来の収支予測及び建設改良に係る経費を勘案すれば、水道事業全体において、水道使用料の15%前後の値上げはやむを得ないと考えられる。また合わせて、市内の料金体系を統一することが望ましい。

水道事業は、水道法において、「水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と定められており、これからも市民の視点に立ち、市民に信頼される水道となるよう努力されるとともに、水道の使命である安全・安心な水道水の安定供給に努め、将来においても水道使用料の公平な負担及び経営の健全化を図られることから今回の結論とした。

II 具体的な答申の内容

1. 料金改定の基本方針について

(1) 水道使用料についての検討の経緯

現在の大洲市の水道事業は、平成27年度に料金改定を行ってから、実質的な値上げを行っておらず、また、平成17年1月11日の市町村合併後もなお、地域間格差が残っており、受益者負担の公平性が保たれていない状況である。

そこで、大洲市上水道事業は、減少傾向にある水需要や更新費用の増大が見込まれることを踏まえ、今後も健全で持続可能な経営をするうえで、水道使用料の改定を含め広く意見を求めるため、大洲市水道事業経営審議会（以下、「審議会」という。）において、健全経営についての議論を行ってきた。

(2) 新水道使用料の方針

地方公営企業である水道事業者は、独立採算制を原則とした経営が求められる。従って経営に要する経費は、負担区分に基づき、一般会計等が負担する経費を除いて、経営に伴う収入を利用者の支払う給水収益等の主たる財源によって賄う必要がある。また、水道使用料は、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要な資本費用を加えた総括原価に基づいて算定されなければならない。

審議会では、令和3年3月に策定した大洲市水道ビジョン（水道事業経営戦略）をもとに、水需要の予測、経営の効率化や施設整備など、今後の経営計画を勘案した財政収支について議論を行った。今後は経年施設や石綿セメント管を含めた老朽管の計画的な更新、耐震化の推進を図る必要があるほか、市内全域について効率的な水運用を行うため、建設改良費等の需要資金の増大が見込まれている。日本水道協会の水道料金算定要領に「料金算定期間は、概ね3年から5年を基準とする」とされているため、水道使用料の算定期間は令和5年度から令和8年度までの4年間としているが、改定時期については、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響や社会情勢を十分考慮し、総合的に判断されたい。

料金体系については、現在の「口径別料金体系」と「逓増型従量料金」の二部料金制を引き続き採用する。

料金表の設定にあたっては、料金収入の安定性・負担配分の公平性について充分検討し、今後の経営状況や市民生活における影響などを総合的に勘案した結果、市内統一料金に改定するのが妥当であると判断をした（改定率は、全体で約15%アップ）。

なお、調定件数・使用水量で大きな割合を占めている使用者（家事用、量水器口径13mm）への配慮と、節水意識の啓発効果を考慮し、料金の値上がり分は基本料金と従量料金で均等に賄うことが妥当である。

2. 水道使用料の改定について

(1) 改定水道使用料

大洲地区における新水道使用料は、下表（基本使用料、従量使用料）に定めるところにより算定した額の合計額に100分の110 を乗じて得た額とし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、特殊な使用状況となる銭湯用の用途は継続設定し、下表のとおりとする。

また、臨時に使用する場合は、下表に定めるところにより算定した額に100分の110 を乗じて得た額とする。

【大洲地区新水道使用料】

基本使用料（8 m ³ まで）	
口径	金額（1ヶ月当たり）
13mm	1,300円
20mm	1,950円
25mm	2,320円
30mm	3,580円
40mm	5,170円
50mm	7,980円
75mm	15,230円
100mm	30,000円
150mm	36,000円

従量使用料	
使用水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
9～10m ³	160円
11～20m ³	170円
21～40m ³	180円
40m ³ 以上	200円

銭湯用使用料	
基本水量	金額（1ヶ月当たり）
100m ³	7,200円
水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
101m ³ 以上	120円

臨時用使用料	
基本水量	金額（1ヶ月当たり）
1m ³	380円
水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
2m ³ 以上	380円

長浜地区における新水道使用料は、下表（基本使用料、従量使用料）に定めるところにより算定した額の合計額に100分の110 を乗じて得た額とし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、特殊な使用状況となる銭湯用の用途は継続設定し、下表のとおりとする。銭湯用の基本使用料については、従前から据え置くこととする。

また、臨時に使用する場合は、下表に定めるところにより算定した額に100分の110 を乗じて得た額とする。

【長浜地区水道使用料】

基本使用料（8 m ³ まで）	
口径	金額（1ヶ月当たり）
13mm	1,300円
20mm	1,950円
25mm	2,320円
30mm	3,580円
40mm	5,170円
50mm	7,980円
75mm	15,230円

従量使用料	
使用水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
9～10m ³	160円
11～20m ³	170円
21～40m ³	180円
40m ³ 以上	200円

銭湯用使用料	
基本水量	金額（1ヶ月当たり）
100m ³	7,200円
水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
101m ³ 以上	120円

臨時用使用料	
基本水量	金額（1ヶ月当たり）
1m ³	380円
水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
2m ³ 以上	380円

肱川地区及び河辺地区の新水道使用料は、下表（基本使用料、従量使用料）に定めるところにより算定した額の合計額に100分の110 を乗じて得た額とし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

また、臨時に使用する場合は、下表に定めるところにより算定した額に100分の110 を乗じて得た額とする。

【肱川地区及び河辺地区水道使用料】

基本使用料（8 m ³ まで）	
口 径	金額（1ヶ月当たり）
13mm	1,300円
20mm	1,950円
25mm	2,320円
30mm	3,580円
40mm	5,170円
50mm	7,980円
75mm	15,230円

従量使用料	
使用水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
9～10m ³	160円
11～20m ³	170円
21～40m ³	180円
40m ³ 以上	200円

臨時用使用料	
基本水量	金額（1ヶ月当たり）
1m ³	380円
水量	1m ³ 当たりの金額（1ヶ月当たり）
2m ³ 以上	380円

Ⅲ 要望事項

(1) 不測の事態について

近年、日本全国で多くの自然災害が発生しているが、本市においても、平成30年7月の西日本豪雨災害により、甚大な被害を受けたことから、重要なライフラインのひとつである水道施設においても、平素から施設の整備を行い、災害時には即時に対応ができるように、努めなければならない。

厳しい経営状況ではあるが、引き続き努力してほしい。

Ⅳ その他意見

- ・水道料金の見直しについては、3年から5年のある程度短いスパンで考え、社会情勢が変わったときに、再度検討すること。また、料金改定を実施する際には、市民への十分な周知と丁寧な説明を行うこと。
- ・今後、給水人口の減少が予想されるなか、施設の改修費用の増大が見込まれるが、将来的にかかる費用を抑制できるよう、更なる経費の節減に努めること。
- ・既設老朽管の更新について、耐震化を含め計画的に進めていくこと。

大洲市水道事業経営審議会委員名簿

(順不同)

	氏 名	備 考
委員 (会長)	城 戸 猪喜夫	大洲商工会議所会頭
委員 (副会長)	矢 野 昭 生	長浜町商工会会長
委員	大 野 彰 一	川上商工会会長(肱川・河辺)
委員	奥 田 稔	大洲市管工事協同組合理事長
委員	口 井 睦 雄	大洲市自治会連絡会議会長(大洲地域代表)
委員	工 藤 太 張 (R4.8.1~) 河 合 研 二 (~R4.7.31)	株式会社伊予銀行大洲支店長
委員	玉 木 妙 子	大洲市連合婦人会会長
委員	土 居 敏	大洲市自治会連絡会議副会長(河辺地域代表)
委員	西 尾 和 子	大洲市民生児童委員協議会会長
委員	橋 本 誠 子	愛媛たいき農業協同組合女性部長
委員	東 信 利	大洲市自治会連絡会議副会長(長浜地域代表)
委員	藤 高 茂 治	大洲市自治会連絡会議副会長(肱川地域代表)
委員	三 瀬 琴 香	大洲市食生活改善推進協議会会長
委員	三 好 康 子 (R4.7.1~) 久 保 田 和 子 (~R4.6.30)	大洲市女性団体連絡協議会会長
委員	弓 達 秀 樹	大洲市議会産業建設委員長
任期 : 令和3年11月25日~令和5年11月24日		